

計算書類に対する注記（法人全体用）
令和 7年 3月31日現在

別紙 1

法人名：社会福祉法人 同胞互助会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当する事項はない。

2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
当法人は、定額法による減価償却を実施している。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
当法人は、定額法による減価償却を実施している。
 - ③リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準
当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準
当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
 - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金
当法人は、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ②東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金
当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について
当法人は、「会計基準省令」に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い
当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

4. 法人で採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員(注)の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。
(注)就業規則第3条第1項第1号に規程する職員

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人において作成する計算書類は以下のとおりである。

- (1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では公益事業の拠点は1つであるため作成は省略している。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 1. 本部(社会福祉事業)
「本部」
「介護職員初任者研修事業」
 2. 偕生園(社会福祉事業)
 3. 愛全園(社会福祉事業)
「指定介護老人福祉施設 愛全園」
「指定短期入所生活介護 愛全園」
 4. 愛全園在宅センター(社会福祉事業)
「指定通所介護 昭島市高齢者在宅サービスセンター」
「指定認知症対応型通所介護 昭島市高齢者在宅サービスセンター」
「指定居宅介護支援 居宅介護支援センター愛全園」
「指定訪問介護 ヘルパーほほえみ」
「ふれあい食事サービス」
「昭島市南部地域包括支援センター 愛全園」
「昭島市西部地域包括支援センター 愛全園」
 5. 愛全診療所(公益事業)

計算書類に対する注記（法人全体用）
令和 7年 3月31日現在

別紙 1

法人名：社会福祉法人 同胞互助会

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	19,493,359	0	0	19,493,359
建物	1,136,709,935	352,643,500	69,244,932	1,420,108,503
合 計	1,156,203,294	352,643,500	69,244,932	1,439,601,862

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 基本金の取崩額
該当する事項はない。
- (2) 国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
- ①建物 該当する事項はない。
 - ②構築物 該当する事項はない。
 - ③機械及び装置 該当する事項はない。
 - ④車両運搬具 該当する事項はない。
 - ⑤器具及び備品 回転式食器戸棚廃棄に伴う取崩額 1円

8. 担保に供している資産

該当する事項はない。

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	4,216,007,146	2,795,898,643	1,420,108,503
建物	715,050	715,049	1
構築物	47,812,540	46,301,133	1,511,407
機械及び装置	0	0	0
車両運搬具	29,120,951	28,831,034	289,917
器具及び備品	324,410,771	241,587,826	82,822,945
有形リース資産	65,527,000	10,168,818	55,358,182
合 計	4,683,593,458	3,123,502,503	1,560,090,955

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	135,642,788	0	135,642,788
未収金	8,003	0	8,003
合 計	135,650,791	0	135,650,791

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

12. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

13. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

14. 重要な後発事象

令和7年3月24日付締結の独立行政法人福祉医療機構との金銭消費貸借契約証書に基づく大規模改修工事にかかる設備資金借入金の資金交付が令和7年4月17日に決定しており、4月25日に180,900,000円が交付されている。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当する事項はない。

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 前払費用の内訳
前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	4,613,400	6,287,578
1年基準により長期前払費用より振り替えられた額	506,839	868,867
貸借対照表計上額	5,120,239	7,156,445

計算書類に対する注記（法人全体用）

令和 7年 3月31日現在

別紙 1

法人名：社会福祉法人 同胞互助会

(2) リース取引について

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形リース資産 LED照明機器 一式（偕生園・愛全園・愛全園在宅センター）

(3) 資金収支の状況について

令和7年3月24日の東京都による工事完了検査の終了により3月26日に大規模改修工事が完了し、引渡しを受けたが当該工事にかかる設備資金借入金の交付が翌期となったため、資金収支計算書において、当期資金収支差額合計171,151,416円のマイナスが生じている。

当該不足額については翌期に交付される設備資金借入金180,900,000円により解消される。